

民事司法を利用しやすくする懇談会（略称：民事司法懇）の設立

弁護士 中本和洋

1. はじめに

1999年、内閣に司法制度改革審議会が設置され今次の司法改革が始まってすでに10年余が経過した。刑事司法においては、裁判員制度が導入され、捜査や公判審理等、刑事裁判手続は大きく変わろうとしている。一方、民事司法については、行政事件訴訟法の改正、民事訴訟法の一部改正および家事事件手続法の制定等が行われたが、抜本的改革には程遠く、改革としては取り残されている状況にある。日本弁護士連合会では、2011年7月、民事司法改革推進本部を設置し、市民を始めすべての人々にとって、「より利用しやすく頼りがいのある、公正な民事司法」を目指し改革に取り組んでいる。2012年3月には民事・家事・行政事件および人的・物的基盤整備の主要な四つの課題について改革の全体像を明らかにするグランドデザインを策定し、これに基づいて実現に向けての行動計画を検討している。

2. グランドデザインにおける具体的課題

民事裁判を、より利用しやすくするためには、提訴手数料の低・定額化、民事法律扶助制度の拡充および弁護士費用保険の拡充等司法アクセスの拡充を図る必要がある。さらに、主張・立証に必要な証拠が得られやすくする方向での証拠収集手続の拡充、権利救済を確実なものとする方向での損害賠償制度および執行制度の改革の必要がある。

急増する家事事件に対しては、調停室や待合室等裁判所設備の拡充や、家事審判官や書記官等の増員が急務である。

また、行政訴訟を利用しやすく、行政をチェックする公正な制度とするには、厳格な訴訟要件の緩和に加え、裁量行政を打破するための裁判所による裁量審査の条文化等さらなる行政事件訴訟法の見直しが必要である。

さらには、あらゆる地域ですべての人々が平等な司法サービスを受けられるようにするには、裁判官の増員と裁判所支部の充実が不可欠である。

3. 民事司法を利用しやすくする懇談会の設立

これらの課題の実現には民事訴訟法、民事執行法および行政事件訴訟法の改正等立法を伴うものや、裁判官等の増員や裁判所施設の充実等、予算措置を必要とするものが多く含まれている。また、市民やユーザーから広く意見を求め、上記の課題のほかに、民事司法を利用しやすくするための課題を抽出する必要もある。

そこで、利用しやすい民事司法を実現するためには、法務省、最高裁および日本弁護士連合会の法曹三者の協議に加えて、広く市民、ユーザーおよび学識経験者を含めた幅広い議論と運動が必要となる。

そのような背景の下、経済諸団体、労働諸団体、消費者諸団体および日本弁護士連合会から各々推薦された委員や学識経験者等で構成する「民事司法を利用しやすくする懇談会」（以下「民事司法懇」という）を設立することとなり、2013年1月24日、設立懇談会が開催された。

民事司法懇は、改革課題を抽出し、これらについて関係諸機関に対し問題提起と提言を行い、改革の実現に向けた取組みを推進することを目的としている。

設立懇談会では、民事司法懇の議長に、片山善博委員、議長代行に土屋美明委員が選出され、運営会議の設置と民事・家事・商事部会、行政部会、労働部会、消費者部会および基盤整備部会の5部会の設置が決められた。今後3回の懇談会と5回の運営会議を経て、本年10月末を目途に最終報告がまとめられることになった。

4. 民事司法懇の今後の活動

民事司法懇の目的は、課題の抽出と、どういう場で具体的課題を検討すべきかについて提言を行うことであり、さらにこの最終報告を受けて設置されると思われる法制審等で実現へ向けての検討が始められることを目指している。

第2回の懇談会は、2013年3月16日午後1時、日比谷図書文化館大ホールで開催することが予定されており、併せて、日本弁護士連合会と共催で「民事司法改革オープンミーティング～利用者の声を聴く（仮称）」というタイトルのシンポジウムを行うことになっている。

このシンポジウムでは、日本弁護士連合会からアクションプラン等の報告の後、裁判迅速化検証報告について山本和彦一橋大学教授、民事裁判制度意識調査報告について菅原郁夫早稲田大学教授が各々報告を行い、引き続き各界の利用者を代表とするパネリストによってパネルディスカッションが予定されている。

民事司法懇では、このような報告やパネルディスカッションにおける利用者の声を最終報告書に反映させることになると思われる。